

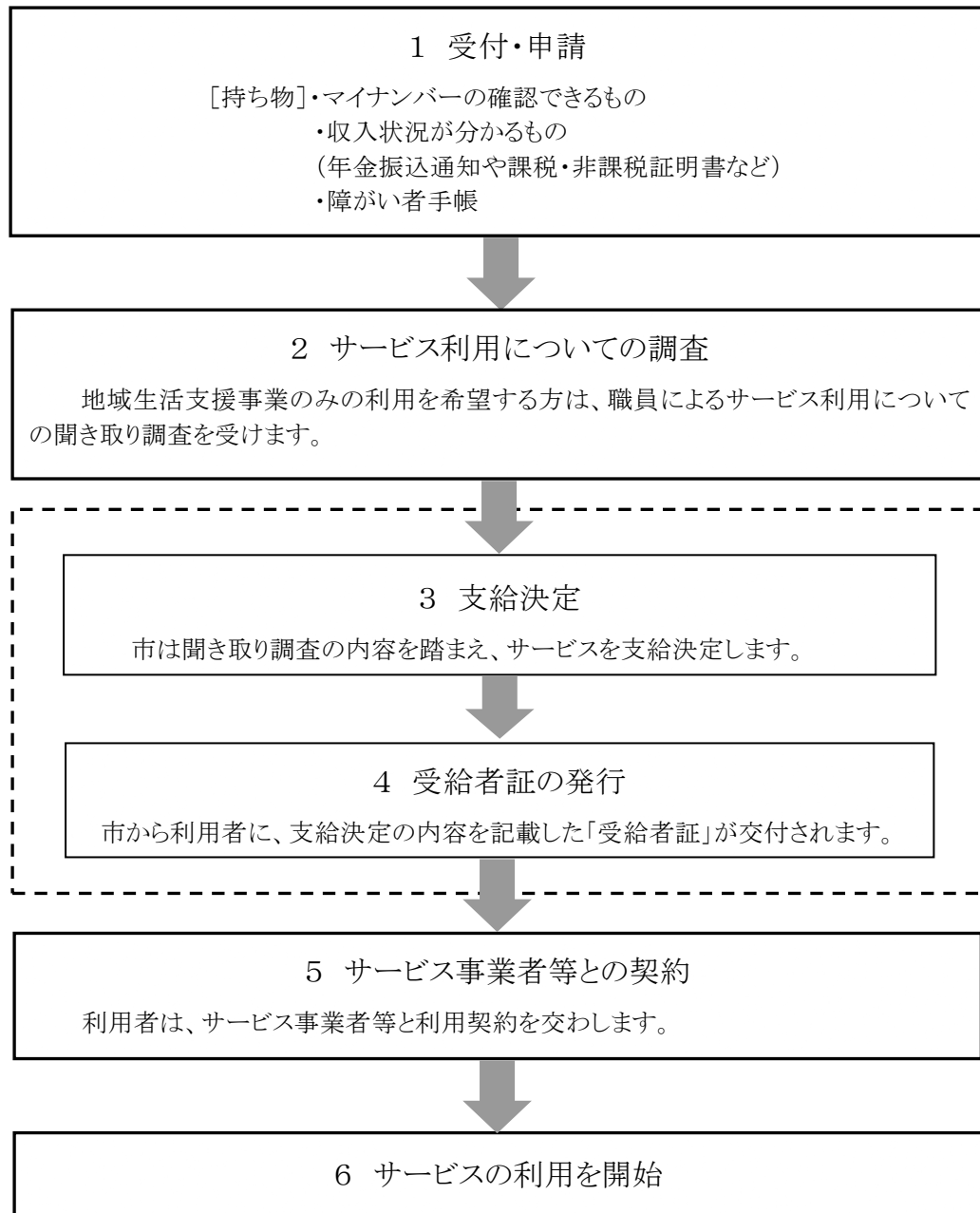
地域生活支援事業

(1) 事業の名称・内容等

名 称	対 象	内 容
移動支援事業 (ガイドヘルパー派遣)	障がいのため外出が困難な者及び児童 ・身障手帳1・2級の全身性障がいのある人 ・単独では外出が困難な知的障がいまたは、精神障がいのある人 ・その他上記に準じる状態	・社会生活上必要不可欠な外出 ・余暇活動等、社会参加のための外出 ・その他特に必要と認められる外出 ※日用品の買い物などには利用できません ※指定居宅介護事業者に委託して実施しています。
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣 ・要約筆記者派遣)	聴覚障がいまたは、音声・言語機能障がいにより手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。 ※要約筆記者の派遣については、障がい福祉課へお問合せください	派遣内容:以下を除いた場合とします。 ・対象者が行事等を主催するとき(冠婚葬祭を除く。) ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または、暴力団員が関するとき ・合理的配慮に基づき、手話通訳者が設置されているとき ・社会通念上不適切であると判断するとき ※大阪聴力障害者協会に委託して実施しています。
障がい者緊急時手話通訳者派遣事業	聴覚障がいまたは、音声・言語機能障がいにより手話通訳を必要とする場合。	・病気または、事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、救助を行う上で当該聴覚障がい者等との意思疎通を円滑にするため、緊急時手話通訳者を派遣する。
日中一時支援事業	日中において介護する家族等がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある者及び児童。	・家族の病気・就労等の事情のため、日中介護者がいない場合 ・日常的に介護している家族の一時的な休息のため等 ※指定短期入所事業者等に委託して実施しています。
障がい者自動車改造助成	自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる人で、運転免許証に運転できる自動車の種類等を限定する旨の条件を付されている人。(所得制限があります)	・1人1台限り、自動車の改造に要した費用を助成。ただし10万円を限度。 ※5年以内に本事業による補助を受けた人は該当しません。
地域活動支援センター	障がいのある人	・障がいのある人に創作的活動、生産活動の機会等日中活動の場を提供します。 ・社会との交流の促進等地域の実情に応じた事業を行います。 ※守口市では地域生活支援センターシュポールが実施しています。

※上記と同等のサービスが介護保険その他の制度から受けられる場合は、地域生活支援事業は受けられません。

(2) 地域生活支援事業の利用の流れ



※ 地域生活支援事業については、障がい支援区分の認定は必要ありません。

(3) 地域生活支援事業の利用者負担について

① 利用者負担の必要な事業と上限月額

事業名	利用者負担	利用者負担上限月額		
		生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
移動支援事業	事業に要する費用の1割(※)	0円/月	0円/月	4,000円/月
日中一時支援事業		0円/月	0円/月	4,000円/月

※事業ごとの負担上限月額です。

※上記以外の地域生活支援事業の利用料は無料です。(日常生活用具給付等事業は除く)

② 所得を判断する際の世帯の範囲

利用者	世帯の範囲
障がい者	本人・配偶者
障がい児	住民基本台帳上の世帯

③ 事業に要する費用

事業名	事業に要する費用(サービス単価)
移動支援事業	30分ごとに850円(令和4年8月利用分から「800円→850円」に改正) 移動支援に伴うガイドヘルパー分の交通費・入場料等は利用者の負担です。 (ただし、食事代は除く。)
日中一時支援事業	利用時間4時間まで…2,000円 4時間以上8時間まで…4,000円 8時間以上…6,000円

【利用者負担額算定の例】

市民税課税世帯の人が、移動支援を月30時間利用の場合

$850円 \times 2 \times 30時間 = 51,000円$ …事業に要した費用

$51,000円$ の1割 = $5,100円$

市民税課税世帯の負担上限月額は、 $4,000円$

→この人のこの月の利用者負担額は、 $4,000円$

(市は、事業者へ $51,000円 - 4,000円 = 47,000円$ を支払う。)